

(入学前の既修得単位等の認定)

第29条の4 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(第43条の規定により修得した単位を含む。)を、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第29条の2第2項において準用する同条第1項により本学で修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(既修得単位等の特例措置)

第29条の5 前3条の規定にかかわらず、現代幼児教育学科に在籍し保育士の資格を取得する者にあつては、別に定めるところによる。

(卒業及び学位の授与)

第30条 本学に2年以上在学し、所定の授業科目について62単位以上を修得した者については、学長がその卒業を許可する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

3 学長は、本学を卒業した者に対して、愛知みずほ大学短期大学部学位規程に定めるところにより、短期大学士の学位を授与する。

第6章 入学検定料、入学料、授業料等

(入学検定料)

第31条 入学を志願する者は、入学検定料30,000円を納入しなければならない。

(入学料)

第32条 入学を許可された者は、入学料250,000円を納入しなければならない。

(授業料等)

第33条 授業料等は、次のとおりとし、年額を前期及び後期に等分して所定の期日まで納付しなければならない。

一 授業料(年額)	665,000円
二 実験実習費(年額)	50,000円
三 教育充実費 初年次(年額)	300,000円
第2年次(年額)	340,000円
四 厚生費(年額)	20,000円

(学費の不返却)

第34条 既に納入された入学検定料、入学料及び授業料等は、事情の如何にかかわらず、これを返却しない。